

## 北九州市民文化表彰規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、本市の文化芸術の振興を図るため、文化芸術活動において活躍し、その業績が特に顕著であるもの等を表彰するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

### (賞の種類)

第2条 北九州市民文化表彰の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 北九州市民文化賞（以下「文化賞」という。）
- (2) 北九州市民文化奨励賞（以下「奨励賞」という。）
- (3) 北九州市民文化功労賞（以下「功労賞」という。）

### (受賞候補者の資格)

第3条 文化賞及び奨励賞並びに功労賞を受けることができるものは、芸術、メディア芸術、伝統芸能等の各分野において活躍する団体又は個人で、団体にあたっては本市を当該活動の本拠とするもの、個人にあたっては本市に居住するもの又は本市の出身であるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、文化賞及び奨励賞並びに功労賞の対象とならない。

- (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であること、または暴力団員と密接な関係を有していること。
- (2) 組織する団体や実行委員会の役員のうち暴力団員がいること。
- (3) 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していること。
- (4) 自らの事業活動について暴力団体により支配を受けていると認められること。

### (選考の基準)

第4条 文化賞は、前条に規定する資格を備えるもので次の各号の一に該当するものうちから、毎年3人（団体を含む。）以内のものに対して行う。

- (1) 国際的又は全国的規模で実施される展覧会、コンクール、コンテスト等において、上位入賞の実績を収めているもの。
- (2) 個展、演奏会、公演、講演会等の活動を行い、その技量が全国的レベルにおいて高く評価されているもの。
- (3) 地域文化の貢献において、市長が特別な功績があると認めるもの。

2 奨励賞は、前条に規定する資格を備えるもので次の各号の一に該当するものうちから、毎年5人（団体を含む。）以内のものに対して行う。

- (1) 将来において、更なる功績を挙げることが期待されるもの。
- (2) 県以上の規模で実施される展覧会、コンクール、コンテスト等において、上位入賞を収めているもの。
- (3) 本市において、活発な文化活動を行っているもの。

3 功労賞は、前条に規定する資格を備えるもので次の各号の一に該当するもののうちから、毎年10人（団体を含む。）以内のものに対して行う。

- (1) 長年、本市の文化芸術活動の指導・普及・育成に精励し、功績があったもの。
- (2) 長年、本市の文化芸術団体の構成員として職務に精励し、功績があったもの。
- (3) その他、長年、本市の文化芸術の振興に精励し、功績があったもの。

(表彰式)

第5条 文化賞及び奨励賞並びに功労賞の贈呈にあたり表彰式を行う。

(受賞候補者の推薦)

第6条 文化賞及び奨励賞並びに功労賞の受賞候補者を推薦しようとする者は、北九州市民文化表彰候補者推薦書を、市に提出しなければならない。

(被表彰者の決定)

第7条 市は、北九州市民文化表彰選考検討会（以下「選考検討会」という。）の意見を聞き、表彰を受けるものを決定する。

(選考検討会)

第8条 選考検討会の組織及び運営に関しては、別に定める。

(表彰の方法)

第9条 文化賞の贈呈は、市長名の表彰盾及び副賞をもって行う。

2 奨励賞の贈呈は、市長名の表彰盾及び副賞をもって行う。

3 功労賞の贈呈は、市長名の表彰状をもって行い、記念品を添えることができる。

(委任)

第10条 この規定の施行について必要な事項は、市が別に定める。

付 則

この規定は、平成2年6月15日から施行する。

この規定は、平成15年11月1日から施行する。

この規定は、平成21年5月13日から施行する。

この規定は、平成26年6月2日から施行する。

この規定は、平成27年8月17日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。